

## 泉区版 利用申請チェックシート

次の項目を確認し、右側の口にチェックしてください。

※利用案内  
参照ページ

1	令和6年度「横浜市保育所等利用案内」をご覧になりましたか？	—	はい <input type="checkbox"/>
2	利用を希望する園の開所時間や受入開始月齢、受入可能数を確認しましたか？	—	はい <input type="checkbox"/>
3	「育児休業中に利用申請される方へ」について確認しましたか？ 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。(地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後も育児休業中の利用継続を希望する場合を除く。)	P6 [2-※3]	はい <input type="checkbox"/>
4	すでに保育所等に通っているきょうだい児がいる場合は、原則、同じ給付認定保護者で申請してください。	P9 [5-(2)※]	はい <input type="checkbox"/>
5	「転園申請をする方」について確認しましたか？ 転園が内定した場合には、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。 転園の必要がなくなった場合は、申請の取り下げが必要です。	P15 [8-(6)]	はい <input type="checkbox"/>
6	申請に必要な書類を確認し、記入漏れや内容に誤りがないことを確認しましたか？ 提出書類に記入漏れや誤りがあると、給付認定・利用調整に影響する場合があります。	P16 [9]	はい <input type="checkbox"/>
7	令和6年4月1日からの利用申請にあたり、一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の対象とはなりません。内定を辞退しても、二次申請はできません。	P20 [10-(1)]	はい <input type="checkbox"/>
8	利用申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため～」をチェックした場合、利用調整の優先順位が下がることを確認しましたか？ 希望する保育所等の定員に空きがある場合は利用内定となります。 利用内定となった後に内定を辞退したとしても保留通知書の発行はできません。	P32 [Q15-コラム②]	はい <input type="checkbox"/>

上記の内容を確認しました。

令和 年 月 日